

“成年被後見人に選挙権の回復を”

第4回目の裁判傍聴もお願いします!!

成年後見人を付けると被後見人の選挙権がなくなる（公職選挙法11条1項1号の規定による）のは憲法に違反することを争っている裁判です。選挙権を、国が理由のはっきりしない法律で奪ってしまっているのでしょうか。国に選挙の能力を判断する権限はあるのでしょうか。そんなことも問われている裁判です。

毎回、傍聴席を満席にしてくださり、感謝申し上げます。そのおかげで大変活発な口頭弁論になっています。

第4回口頭弁論でも、国や裁判官がどのような主張をするのか、聴きのがさないようにしましょう！

◆ 東京地裁 第4回公判 約100人が傍聴できる103号法廷をいっぱい!

日時： 平成24年 1月19日（木） 11時

※ 規定人数を超えた場合抽選のため、**10時30分までに 東京地裁正門入口前**においでください。（時間厳守です!）

場所：東京地方裁判所 103号法廷。ただし上記※のとおり傍聴券をお受け取りください。
（丸ノ内線、日比谷線、千代田線「霞ヶ関駅」A1出口より徒歩1分）

◆ 裁判後の報告会

日時： 平成24年 1月19日（木） 11時40分～

場所： **弁護士会館1006号室**（会議名「後見選挙権裁判報告集会」）

*東京地裁の隣のビルです。前回とは異なります。

◆ 問合せ先 杉浦ひとみ弁護士

東京アドヴォカシー法律事務所

電話 03-3816-2061

Fax 03-3816-2063

文京区本郷3-18-11 TYビル302